

蔵王山、浅間山及び阿蘇山の噴火警戒レベルの判定基準の改定 について

蔵王山、浅間山及び阿蘇山の噴火警戒レベルの判定基準を一部改定しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、新たな知見が得られた場合などに、噴火警戒レベルの判定基準の見直しを図っています。

今般、蔵王山（宮城県・山形県）、浅間山（群馬県・長野県）及び阿蘇山（熊本県）について、最新の科学的知見を反映する等、噴火警戒レベルの判定基準の一部を別紙1～3のとおり改定しました。本日より新たな判定基準を適用します。

【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

気象庁 地震火山部 火山監視課 担当 中村
電話 03-6758-3900（内線 5211）